

令和3年度夏季展

触頭 金沢瑞泉寺展



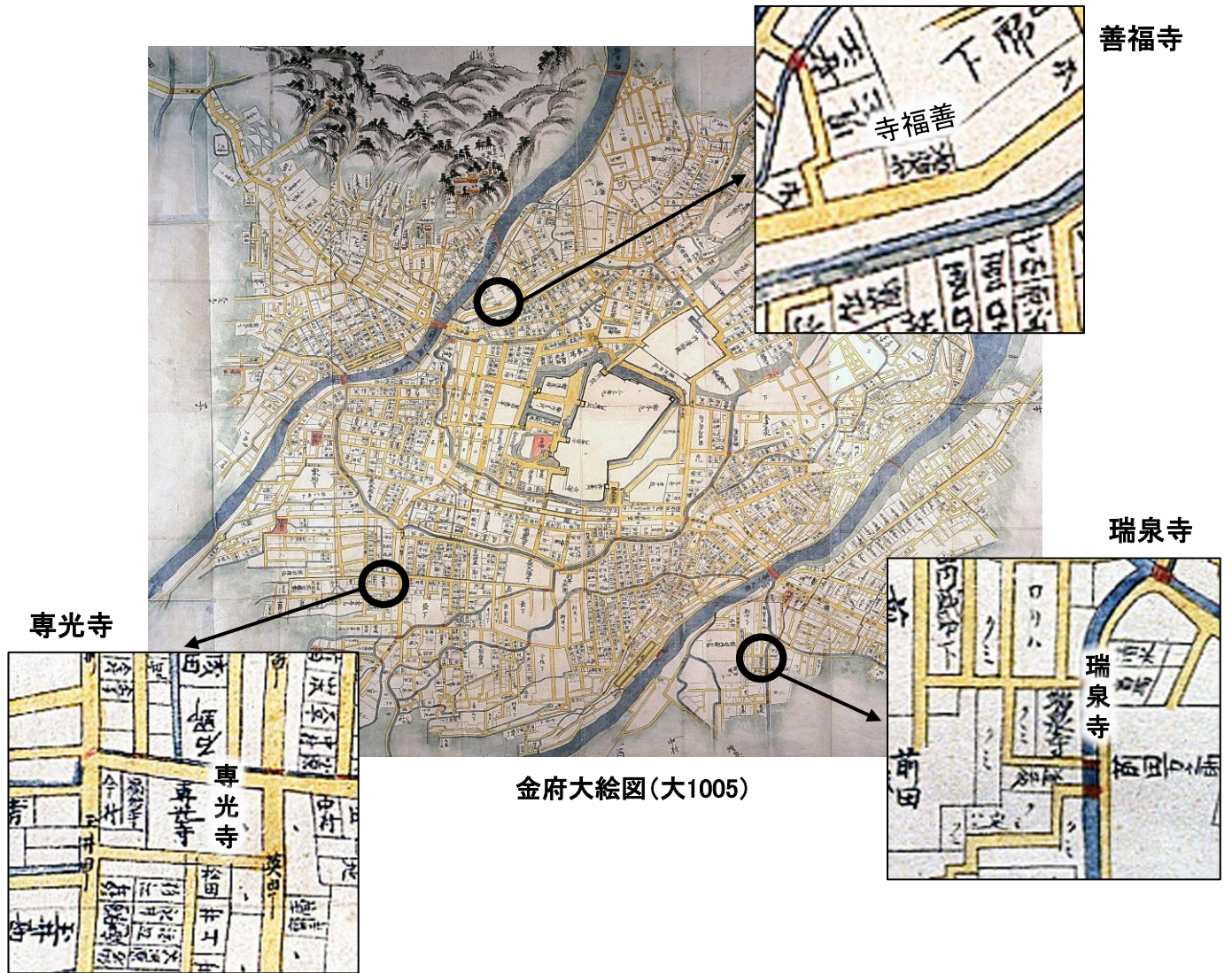
瑞泉寺之景(『加能宝鑑』K291-1273)

令和3年8月10日(火)～9月26日(日)

金沢市立玉川図書館 近世史料館

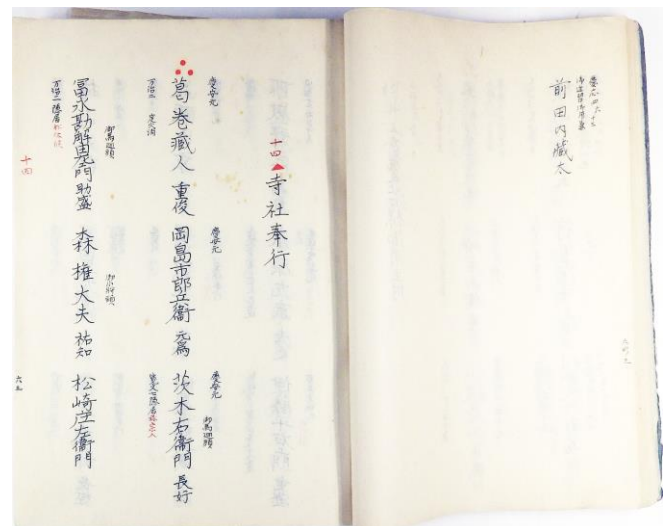
はじめに

瑞泉寺は、金沢市白菊町にある真宗大谷派の寺院である。杉谷山と号し、本尊は阿弥陀如来。越中井波瑞泉寺の分流として本願寺一家に遇せられた寺院。東末寺の役人を勤め、ついで藩の寺社奉行より享保14年(1729)に触頭に任命され、以来その地位は変わることなく近代に到った。瑞泉寺文書は17,838点を数え、触頭として藩や東本願寺(本山)と交わした往復文書類が中心をなす文書群である。瑞泉寺文書は、現在金沢市立玉川図書館近世史料館に寄託されており、この度、令和3年1月29日に石川県指定文化財(平成14年6月3日金沢市指定文化財)に指定されたことを機に、瑞泉寺展を開催し、藩による寺社統制や真宗寺院のありかたの一端を紹介する。



寺社奉行

加賀藩の寺社奉行は、慶安元年(1648)に設置され、葛巻蔵人・岡島市郎兵衛・茨木長好が就任している。その主要な職務は、大きく寺社方支配と、組織に属さない御儒者・御医者などの支配に分けられる。寺社方は、寺院や神社の支配及び僧侶や神主の取り締まり、藩主の菩提寺における法事・祭礼・祈祷の取り次ぎなどが主な職務であった。一方その他の支配方は、儒医の他、与力の身分・領知・相続などを管轄した。



諸頭系譜(090-851-2)

触頭

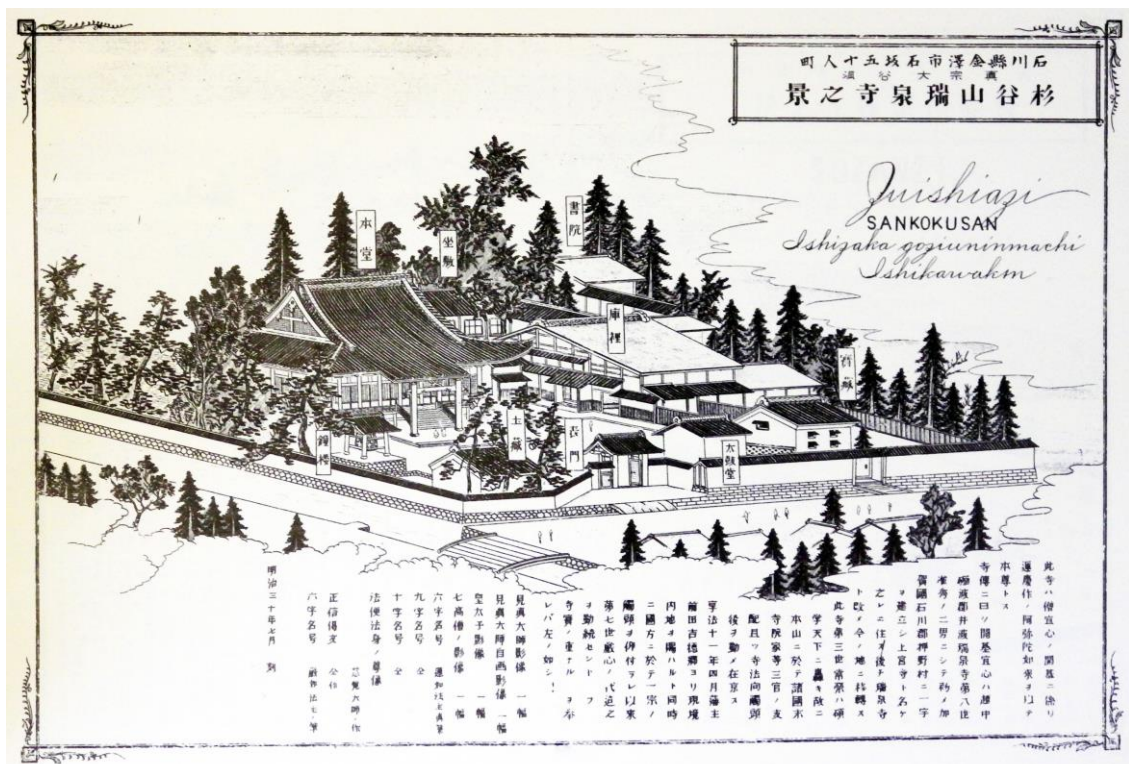
慶安元年(1648)に寺社奉行が設置されると、仏教各派及び地域ごとに触頭が定められた。触頭は、寺社奉行のもとで、藩や本山と一般末寺間の上申や下達の仲介を行うなどの行政を担う寺院のことである。その内容が藩政に関するものであれば国法、宗門に関するものであれば寺法と呼んで区分していた。貞享2年(1685)の寺社由緒書上(『加越能寺社由来』)によれば、真宗東方は専光寺、西方は照円寺が触頭であった。専光寺の触下寺庵は、金沢・石川郡・河北郡と羽咋郡押水分の139か寺(東末寺を含む)にのぼり、この内、金沢市域に所在したのは66か寺であった。一方西方は、照円寺に替わり上宮寺・西勝寺が触頭となり、触下寺庵は、金沢・河北郡・能美郡の11か寺(西末寺を含む)で、同市域所在は5か寺であった。

以後東方では、享保14年(1729)に瑞泉寺真栄が触頭役に就き2か寺体制となり、ついで天明5年(1785)に善福寺が加わり、これ以降、基本的にこの3か寺が触頭を勤めていくことになる。(3か寺の位置は左図を参照。)その内、1か寺が御用番として交代で職務を果たし、文書を保管した。

瑞泉寺

瑞泉寺は本願寺5世卓如が草創したとされる越中国井波瑞泉寺の流れをくむ。瑞泉寺は井波瑞泉寺准良の2男宣心が、寛永10年(1633)に金沢片町上宮寺に入寺したことに始まる。上宮寺は石川郡における有力寺院で、戦国期には同郡押野にあったが、本願寺の東西分派にともなう混乱により、同寺の門徒も分裂したようである。これにより近世初頭には4か寺の上宮寺(西方の金沢西末寺内上宮寺・小松上宮寺、東方の金沢大工町上宮寺・金沢片町上宮寺)が形成された。この内、金沢片町上宮寺が、後の瑞泉寺である。

慶長8年(1603)、石川郡押野村から金沢の片町へ移転し、寛永10年(1633)に宣心が入り、上宮寺を瑞泉寺と改めたという。万治2年(1659)、御用地として召し上げられたため野町2丁目に転じ、享保14年(1729)に触頭に任命され、享保17年(1732)に現在の地に移った。それ以来、触頭として、専光寺・善福寺と共に金沢における真宗東方の中心的寺院として活動していくのである。



瑞泉寺之景『加能宝鑑』

専光寺

専光寺は、金沢市本町にある真宗大谷派の寺院で、護方山と号する。寺伝によれば、元応2年(1320)に志念が本願寺3世覚如に帰依し、石川郡大額に一字を創建したのがはじまりとされている。永享9年(1437)、本願寺7世存如下付の「三帖和讃」の奥書に「加州吉藤専光寺」とあり、この頃すでに同郡大野庄吉藤に移転していたことが知れる。文明3年(1471)に、本願寺8世蓮如から親鸞絵伝を下付されるなど、加賀門徒の指導的立場にあったことを示している。享禄4年(1531)の加賀一向一揆の内紛(享禄の錯乱)により一時退転したが、慶長5年(1600)に金沢に帰還した。本願寺の東西分派に際し、東本願寺12代法主教如の娘宣妙を迎え、ここに専光寺は東本願寺の一族となり、加賀における真宗大谷派の最有力寺院の地位を築いた。



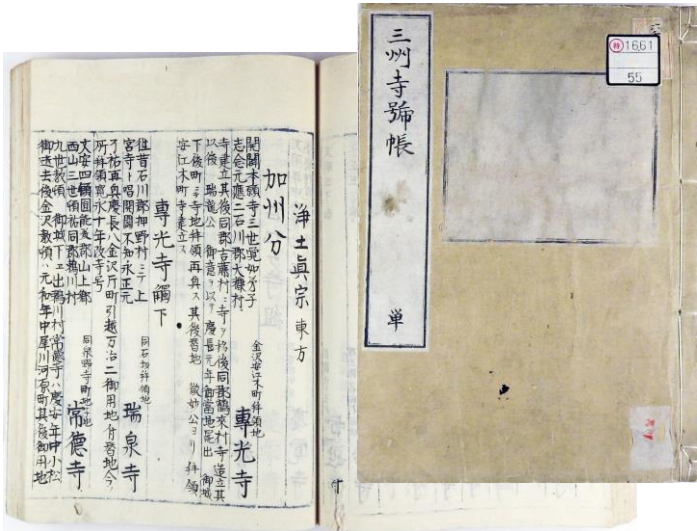
専光寺之景『加能宝鑑』

善福寺

金沢市橋場町にある真宗大谷派の寺院で、大慈山と号する。文安2年(1445)、本願寺8世蓮如の異母弟蓮康の開創という。蓮康の遺跡とされる石川郡大桑に、越前藤島超勝寺鸞芸の孫順慶が居住し、善福寺と称した。慶長6年(1601)、現在の地に移転した。天明5年(1785)より専光寺、瑞泉寺と共に石川・河北2郡と羽咋郡押水分の東方触頭となった。

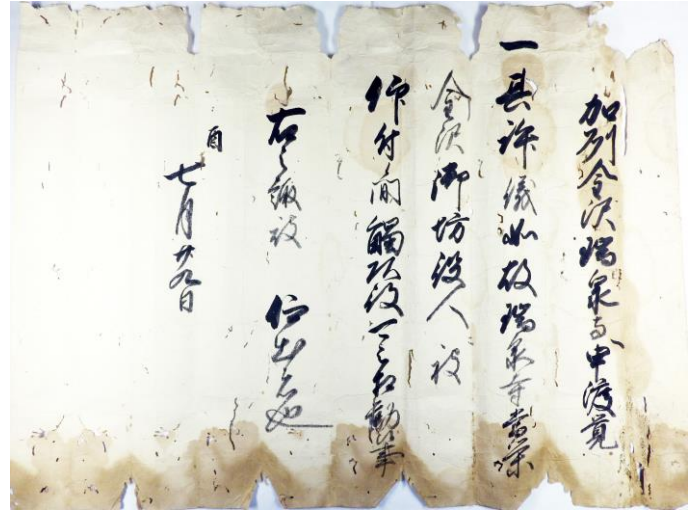


善福寺之景『加能宝鑑』



「三州寺号帳」(16.61-55)

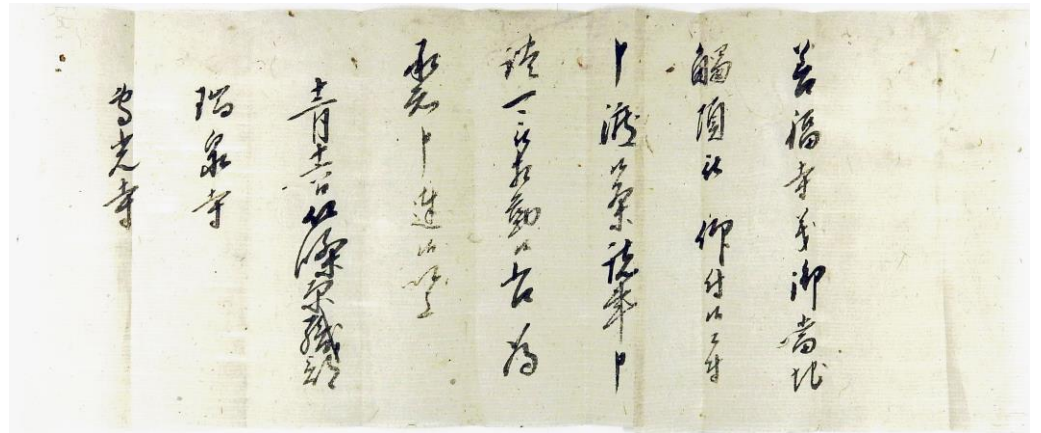
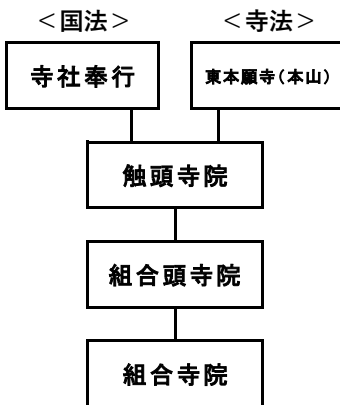
各宗派の触頭ごとに、その触下寺院が組合単位でまとめられており、加賀・能登・越中の寺社が網羅されたものとなっている。



「触頭役補任二付申渡状」(A-I-1-3)

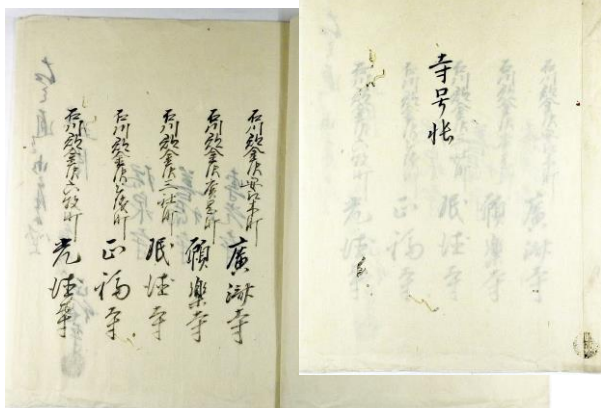
享保14年(1729)に瑞泉寺真栄を金沢御坊の役人に加えて、触頭役を申し渡したもの。

寺院機構図



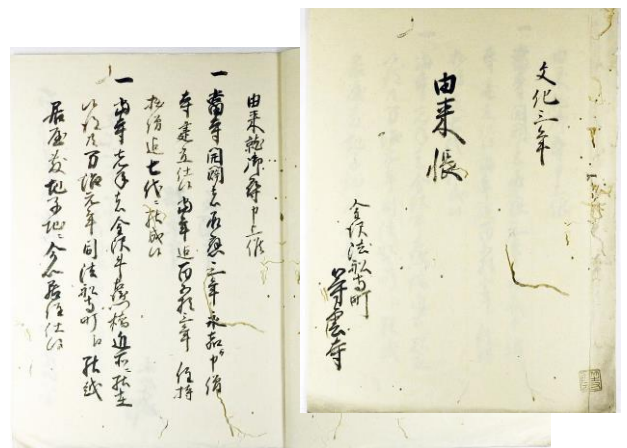
「善福寺当地触頭申渡状」(A-I-1-69)

天明5年(1785)12月に、善福寺が触頭役となる旨を家老役である篠原織部(保之)が申し渡したもの。



「寺号帳」(A-I-2-6-1)

触下寺院の寺号を組合ごとにまとめ、組合頭が触頭へ提出したもの。



「由来帳」(A-I-2-11)

触下寺院が自寺の由緒を書き上げ、寺社奉行に提出したもので、触頭に届けられた控。

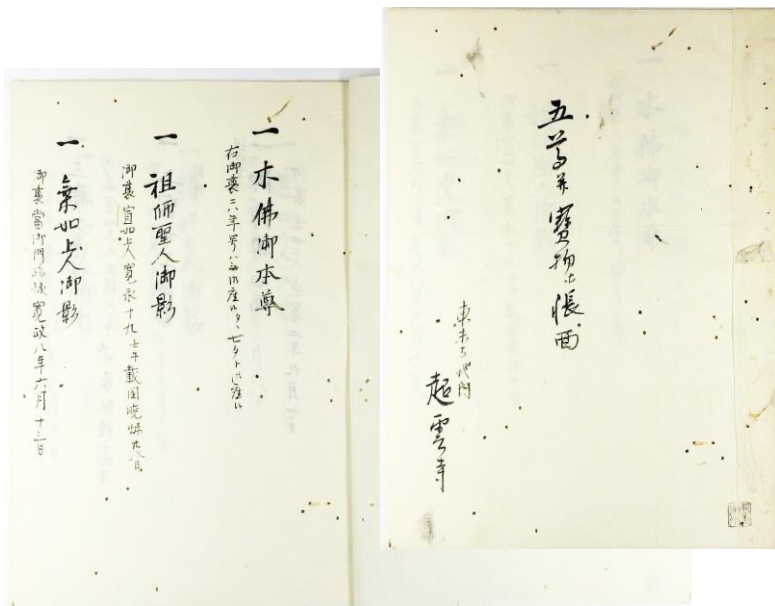


「檀那軒数帳」(A-I-4-g-3-1)

文字通り触下各寺院の檀那軒数を組合ごとにとりまとめ、組合頭が触頭へ提出したもの。

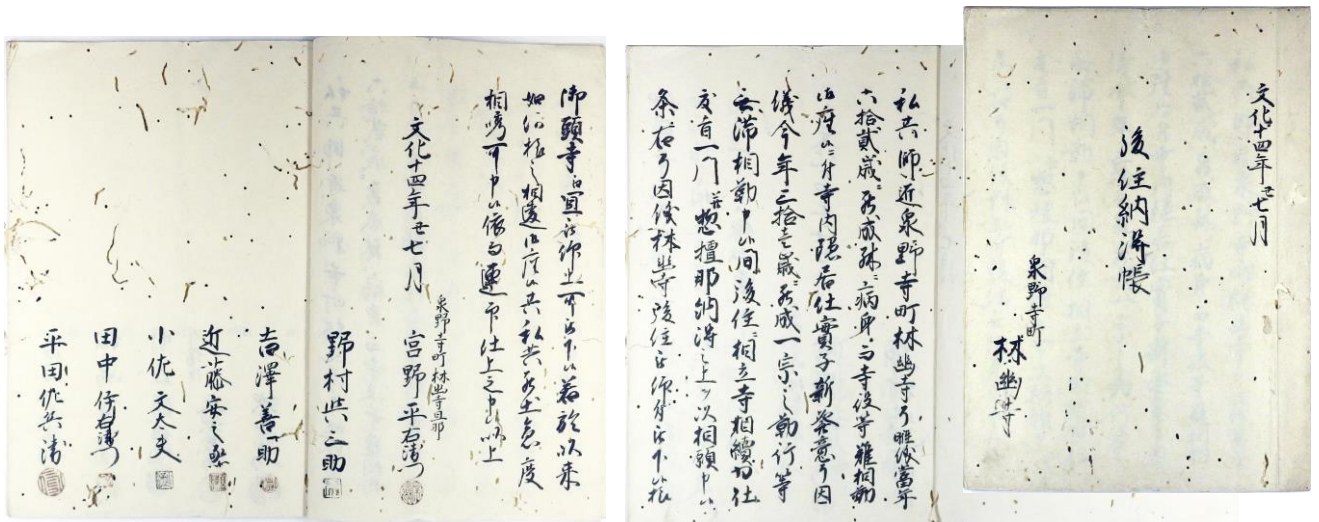
「官職等御調理帳」(A-I-4-a-164)

院家・内陣・余間・飛檐など、東本願寺が定めた身分格について組合ごとによりまとめ、組合頭が触頭へ提出したもの。



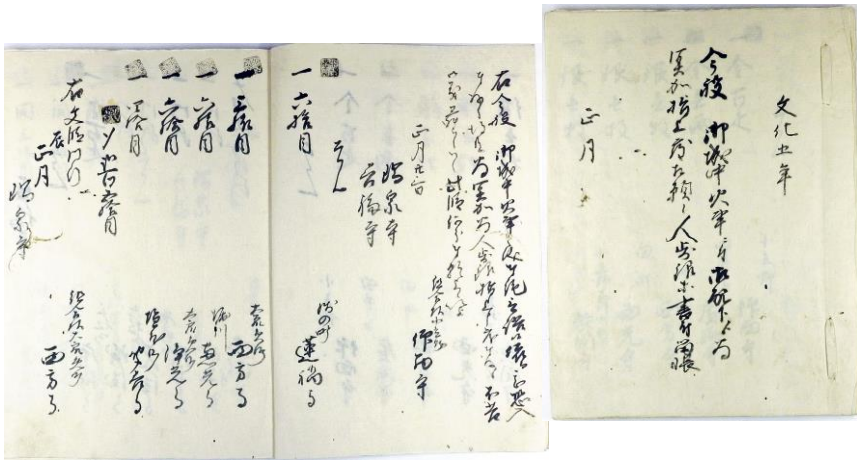
「五尊并宝物等帳面」(A-I-4-d-19-34)

文化13年(1816)に作成されたもので、各寺庵の本堂に安置する五尊〈木仏(木造阿弥陀如来立像)・親鸞聖人御影・本願寺前住上人影像・聖徳太子影像・七高僧影像〉や坊主(隠居・住持・新発意)の身分格である院家・内陣・余間(以上を三官および三等という)や飛檐などの許可年次が書き上げられており、寺院の整備状況や寺格などが確認できる。



「後住納得帳」(A-I-4-b-35)

寺院の現住職が隠居や死去し、後住(次の住職)を決定する際、後住納得帳が作成された。納得帳には一門や檀那全員が連印し、組合頭を通じて触頭へ提出された。納得帳には、檀那全員の氏名や居住地が記されており、その寺院の檀那状況が具体的にわかる。

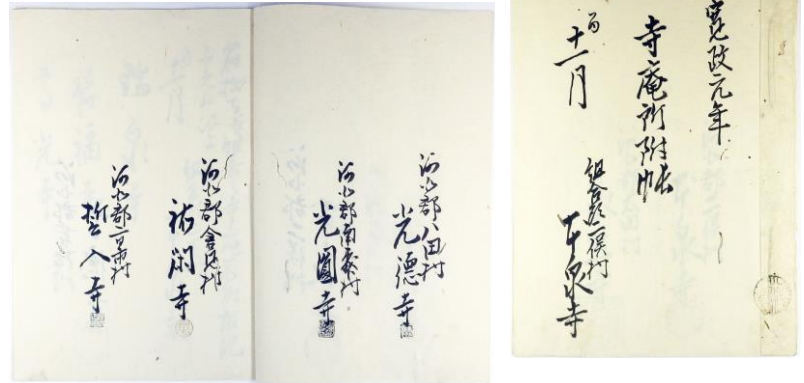


「今般御城中火事ニ付配下ヨリ為冥加指上度相願候人歩銀等書付留帳」(A-I-3-6-3)

文化5年(1808)正月、二ノ丸御殿が焼失したことに伴い、御殿再建のため触下寺院からの銀子や木材など冥加として差し出された員数を書き上げたもの。

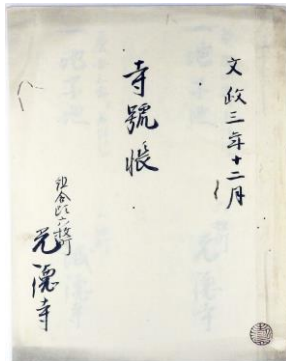
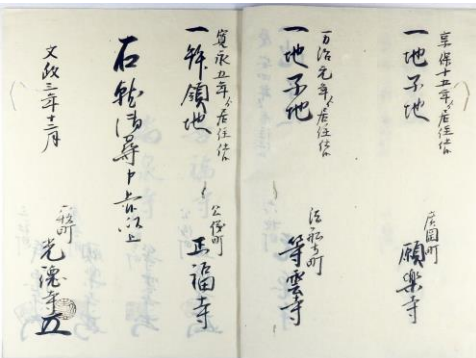
「寺庵所附帳」(A-I-4-a-13)

触下寺院の所附(居住村名)を組合ごとにまとめ、組合頭が触頭へ提出したもの。



「寺号帳」(A-I-4-a-122)

触頭に対し、触下寺院の所在地・居住年、寺地の種類(地子地・拝領地)を組合ごとにまとめ、組合頭が提出したもの。



「法談僧着帳」(A-I-5-103-1)

各寺庵では、日常的に他寺庵に所属する法談僧(客僧ともいう)によって法談(説教)が行われていた。瑞泉寺に現存する「法談僧着帳」(2冊、嘉永5年~7年分、安政2年分)によれば、法談僧は加越能三か国内から来着し、中には各寺庵を順次廻りながら、長期間滞在する法談僧も見られる。法談の時期は、正月下旬から9月までに集中し、10月から12月の間はほとんど行われていない。

法談僧は、法談する寺庵と期間を触頭に届出、着帳に自らの花押をすえ、要件を記した「印形札」と着帳に割印を捺し、これを持参して、はじめて法談が可能となった。

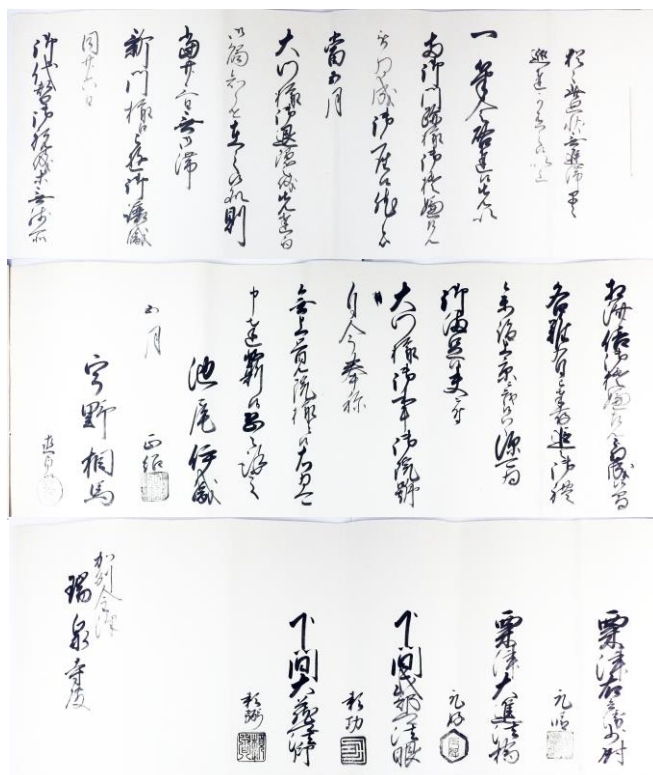
寺法

東本願寺（本山）との寺務全般を寺法と呼んだ。



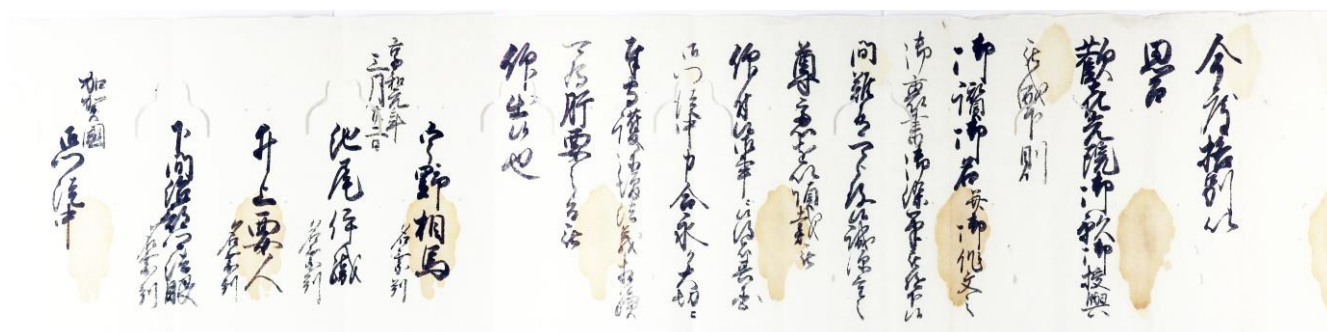
「三力寺国法触頭役申渡に付本願寺坊官連署書状」(A-II-1-11)

天明6年(1786)2月、瑞泉寺・専光寺・善福寺の3か寺に対し国法触頭役が申し渡されているが、寺法共々相心得勤めるように申し渡したもの。



「大門様(達如)御退隠之儀相済に付書状」(A-II-1-67)

東本願寺20代達如(大門様)が、弘化3年(1846)5月23日に次男巖如(新門様)に宗主を委譲し、院号を無上覚院とすることを伝達したもの。



「歓喜光院(乗如)影像・讀・銘・裏書授与に付本願寺坊官等連署添状」(A-II-1-34)

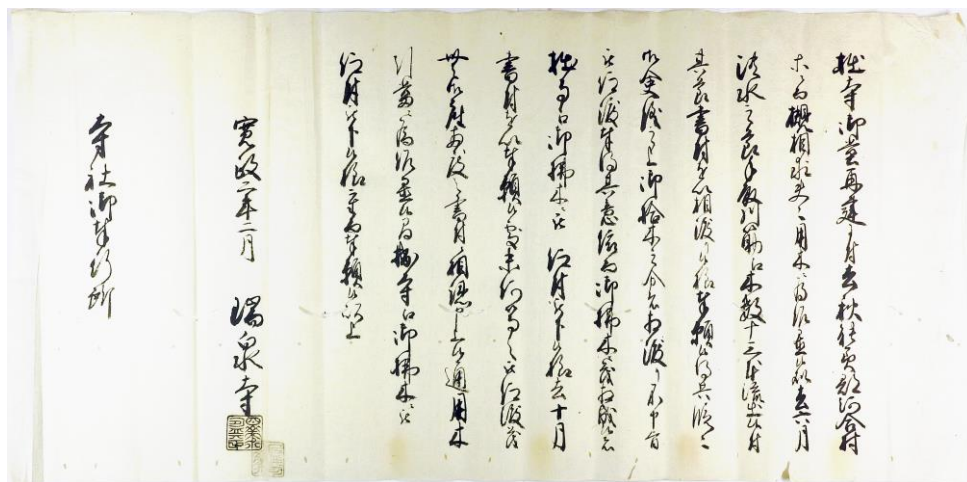
天明8年(1788)に焼失した東本願寺は、全国の門末によって、寛政10年(1798)に再建した。これに対し、20代宗主達如は加賀門徒の馳走を賞し、前住乗如の影像を授与した。



「御用留帳」(A-IV-6)

寛政元年(1789)から文化元年(1804)までの本山からの触を書留めたもの。

瑞泉寺



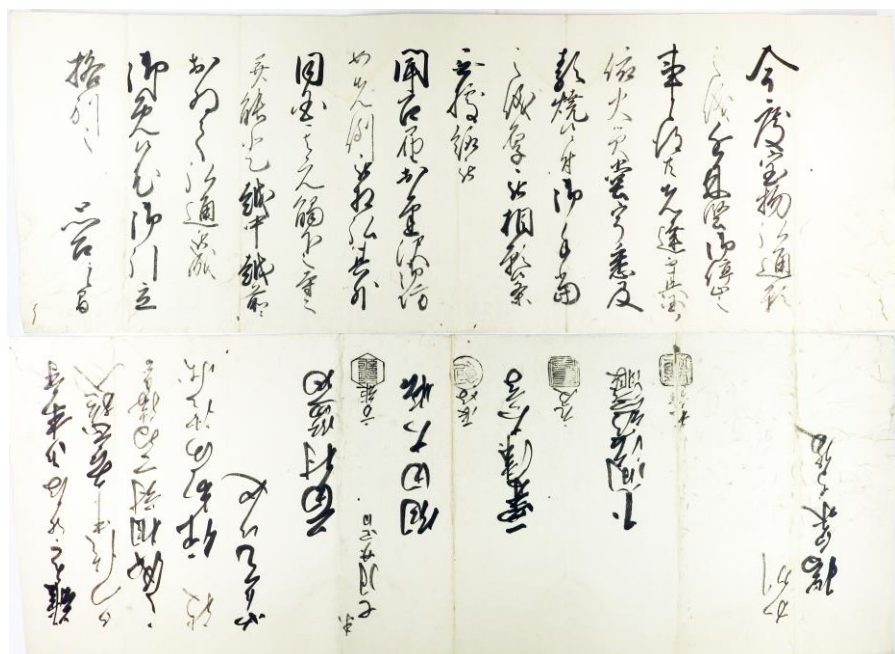
「御堂再建二付払木願」(B-II-1)

宝暦12年(1762)8月、寺町より出火した火事により瑞泉寺も類焼し、本堂や庫裏も灰燼に帰した。この文書は、寛政2年(1790)、御堂再建のために寺社奉行へ材木の拝領を願ったもの。

「宝物弘通二付証状」(B-III-78)

宝物弘通(出開帳)は禁止されていたが、火災により堂宇をことごとく類焼したので、本山が弘通を許可したもの。

各種の宝物を収蔵する寺庵では、宝物を披露する法要(居開帳)や宝物弘通を通じて、寺檀関係や宗派をこえて、多くの参詣者を獲得していったのである。





「御字「嚴」被下状」(B-I-41)

瑞泉寺の一位が東本願寺21代 嚴如から「嚴」の一字を拝領したものの。



「瑞泉寺本堂再建二付相对托鉢願」(B-VIII-3)

宝暦12年(1762)8月、寺町より出火した火事により瑞泉寺も類焼し、本堂や庫裏も灰燼に帰した。この文書は、寛政2年(1790)2月、御堂再建の懇志を得るため、寺社奉行へ相对托鉢を願い出たものである。相对托鉢とは、瑞泉寺門徒に限らず、広く一般の人々から再建の主旨に賛同する者を募り、喜捨(寄付)を受けることをいった。



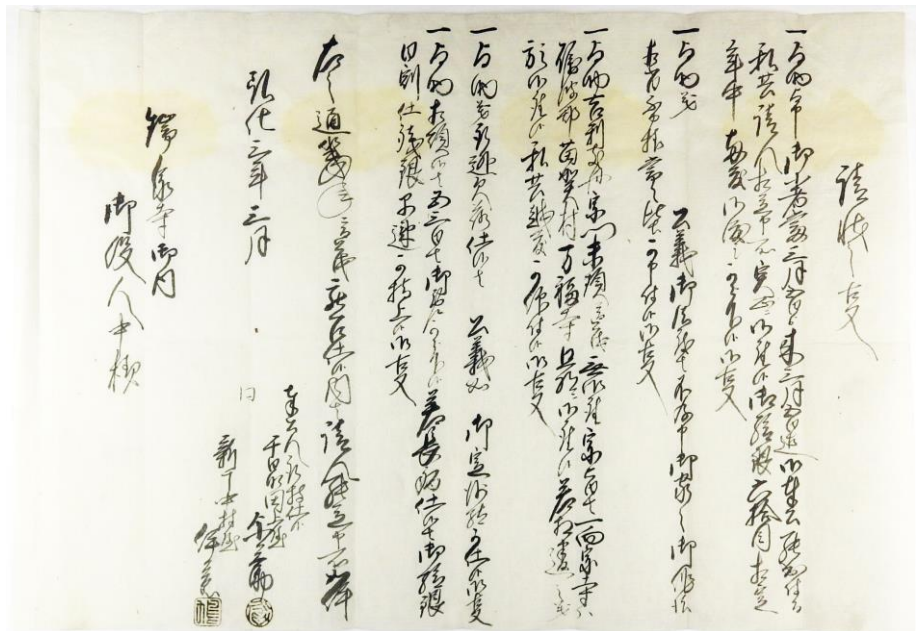
「寺送証文之事」(B-VI-120)

越中高岡宗泉寺の旦那である瀬村屋五郎右衛門の次男が、能登屋甚兵衛の養子となることに伴い、瑞泉寺の旦那となることを確認する寺送状。



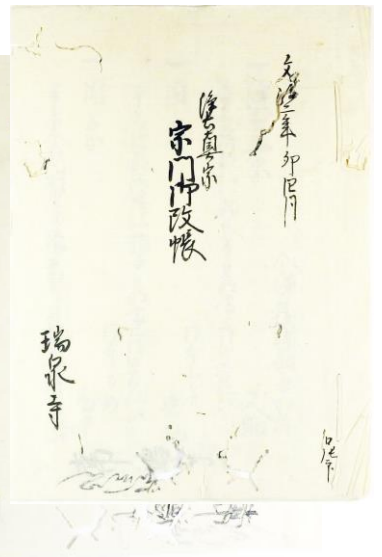
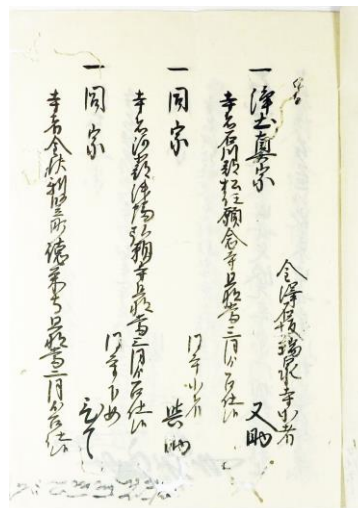
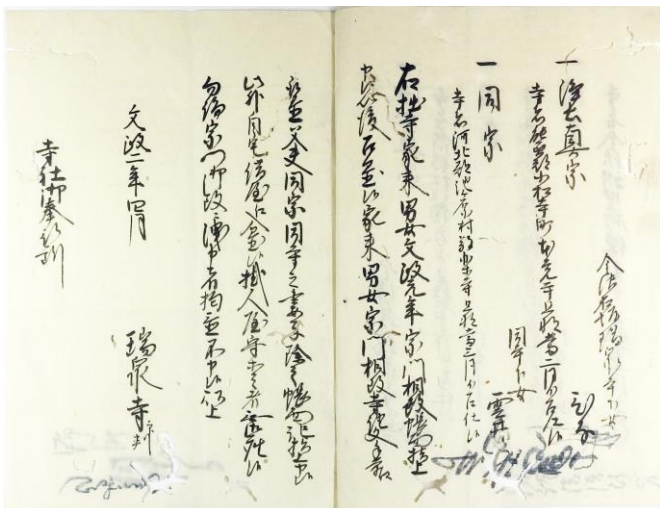
「瑞泉寺旦那請合状」(B-VI-156)

久助が瑞泉寺の旦那であることを天徳院に対して確認したもの。



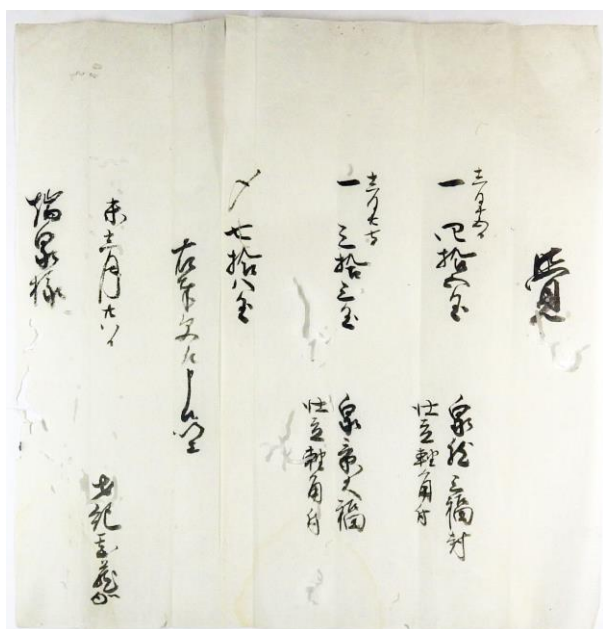
「奉公人請状」(B-XII-1-72)

与助が瑞泉寺に奉公するに当たり、奉公人取持の請合状。



「浄土真宗宗門御改帳」(B-VI-87)

瑞泉寺に奉公している人たちの宗門改帳。宗旨と旦那寺、さらに召し仕えた時期も記されており、文政2年(1819)で5人(男2人・女3人)の奉公人がいたことがわかる。



「佐々木泉龍三軸対仕立軸角付等代銀受取覚」(B-XII-2-198-3)

加賀藩のお抱え絵師であった佐々木泉龍・泉景の絵画を軸装に仕立てた時の代金の受取状。瑞泉寺に佐々木泉龍や泉景の絵画を所有していたことがわかる。



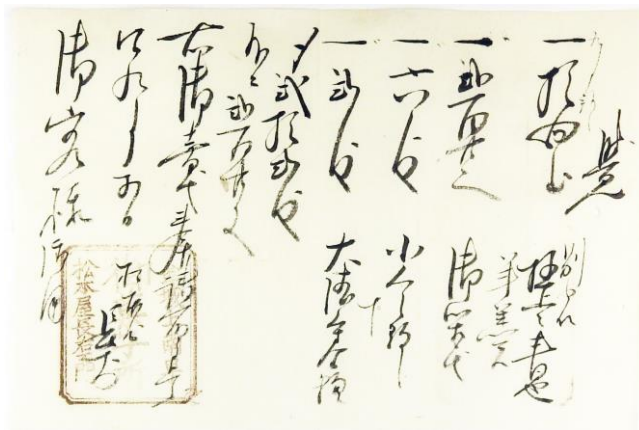
「鰐屋料理当座通」(B-XII-1-123)

現在も寺町にある料理屋鰐甚(つば甚)の料理通。



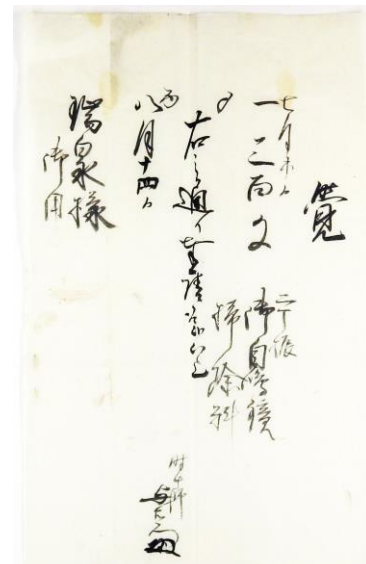
「御料理代ノ覚」(B-XII-2-19-3)

つば甚の料理代金の書上。



「羊羹等菓子代請取覚」(B-XII-2-82-2)

菓子所松本屋の菓子類代金の書上。



「御自鳴鏡掃除料請取覚」(B-XII-2-8-3)

御自鳴鏡(器械式置き時計)の掃除代金を時計師が受け取ったもの。近世後期には、瑞泉寺が時計を所有していたことがわかる。



(表)「箱館通宝」



(裏)「安」

「箱館通宝」(B-XII-1-206)

交易の便宜を図るため、箱館・松前・蝦夷地に限り通用が認められた鉄銭。安政4年(1857)5月より翌5年11月までに11万650貫文の鉄銭が鑄造された。